平成２３年（フ）第１５７７号
北海道石狩市新港中央３丁目761―１
破産者　株式会社ヤマグチ運輸
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３５１号
札幌市北区あいの里１条３丁目11番１号
破産者　株式会社リフィカス
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２８号
千葉市稲毛区作草部２丁目２番20号
破産者　株式会社ベイシティモバイル
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５８号
千葉県香取市北３丁目６番地５
破産者　植田建設株式会社
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第５９号
千葉県香取市佐原イ965番地
破産者　植田　耕二
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２３年（フ）第９９８号
東京都あきる野市油平211番地26
破産者　工藤　隆治
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９９号
東京都あきる野市油平211番地26
破産者　工藤美喜子
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０１号
神奈川県三浦市南下浦町金田1613番地10
破産者　東日本建設株式会社
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０３号
神奈川県横須賀市野比５丁目７番１号
破産者　東部道路株式会社
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３０５号
神奈川県横須賀市武１丁目６番６号
破産者　東信工業株式会社
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７４１号
名古屋市中村区上石川町１丁目31番地２
破産者　株式会社テクノアール
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
島根県仁多郡奥出雲町三沢501番地
破産者　株式会社田園倶楽部奥出雲
１　決定年月日　平成24年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０３号
北海道上川郡比布町南町１丁目３番26号
破産者　株式会社北海道豊蔵市場
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２２号
青森市幸畑３丁目13番２号
破産者　株式会社道栄建設
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
茨城県古河市中田376番地の１
破産者　有限会社中川建鋼
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３６０号
東京都町田市高ケ坂830番地高ケ坂第２アパート４―108
破産者　小林　道雄
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４５４号
岐阜市清本町８丁目45番地
破産者　山下　成央
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５４１号
静岡市駿河区南町５番33号
破産者　株式会社田形商店
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６５６号
岡山市北区足守101番地２
破産者　上村　進三
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８０号
岡山市南区藤田1999番地の１
破産者　有限会社ジュラーレ岡山
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１２号
福岡県久留米市荒木町荒木1312番地の２
破産者　株式会社セントラルハウジング
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７８号
熊本県天草市御所浦町御所浦4488番地92
破産者　株式会社マルトキ
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２３号
熊本市春日６丁目1674番地11
破産者　安全ビル装備株式会社
１　決定年月日　平成24年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

第明治三二十種郵便物認可